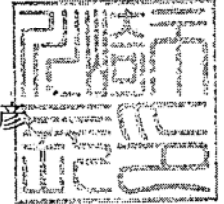




4川環脱第116号  
令和4年5月18日

川崎市環境審議会  
会長 様

川崎市長 福田 紀彦



川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた  
重要施策の考え方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年12月25日条例第28号）第13条第2項  
第2号の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市の地球温暖化対策につきましては、平成21（2009）年12月に「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を制定、平成22（2010）年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、基本計画を適時見直しながら、地球温暖化対策の取組を推進しています。

昨今の気候変動問題の危機的状況を踏まえ、令和2（2020）年11月、本市は脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、この戦略を全力で推進するべく、令和3（2021）年11月には「川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定の考え方について（答申）」を貴審議会からいただき、これを踏まえ令和4（2022）年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」では、2030年度の温室効果ガス削減目標（2013年度比▲50%削減目標）や、再生可能エネルギー導入目標（33万kW以上導入）を設定するとともに、目標達成に向けた重点施策を位置付けました。

また、令和4（2022）年4月、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、2050年の脱炭素社会の実現が法定化されるとともに、現在、各省庁において、脱炭素化の取組の検討が進められています。

こうした背景から、地球温暖化対策をさらに強化する必要があり、再生可能エネルギー導入に係る義務制度の創設や、新たな事業者評価・支援制度の創設など、条例改正に伴う制度を検討していくため、「川崎市地球温暖化対策推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方」について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立った御意見を伺うものです。

（環境局脱炭素戦略推進室）

電話044-200-2405